

府政経運第289号  
令和4年6月7日

経済財政諮問会議議長  
岸田 文雄 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
( 公 印 省 略 )

内閣府設置法第19条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり  
諮問する。

諮問第47号

当面の経済財政運営と改革の基本方針の在り方いかん。